

宮代町中間前金払取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地方自治法施行規則附則第3条第3項の規定に基づく前払金に関し必要な事項を定めるものとする。

(中間前金払の対象)

第2条 中間前金払は、請負代金500万円以上で、かつ、工期が60日を超える土木建築に関する工事を対象とする。

(要件)

第3条 中間前金払は、次の要件をすべて満たしている場合に支出するものとする。

- (1) 公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号。以下「法」という。)第2条第1項に規定する公共工事(土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築工事に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。)であること。
- (2) 工期の2分の1を経過していること。
- (3) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (4) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が契約金額の2分の1以上の額に相当するものであること。
- (5) 当初の前金払が支出済であること。

2 前項の規定は、継続費及び債務負担行為(以下「継続費等」という。)に係る契約に対する中間前金払について準用する。この場合において、同項中「契約金額」とあるのは「当該会計年度における年割額」に、「既に行われた当該工事」とあるのは「既に行われた当該会計年度の工事」と読み替えるものとする。

(中間前金払により支払う前払金の割合等)

第4条 中間前金払により支払う前払金(以下「中間前払金」という。)の割合は、当該契約金額の10分の2以内で町長が定める額とする。

2 前項の規定による中間前払金の額は、2,000万円を限度とする。ただし、工事の性質上町長が特に必要と認めるときは、当該金額を増額することができる。

3 中間前払金の額に1万円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする

4 継続費支弁の2年以上にわたる契約における中間前金払は、当該継続費の各年度の年割額に相当する部分の工事の金額に対してすることができる。

5 繰越明許費支弁の翌年度にわたる契約における中間前金払は、契約締結の当初における契約金額の総額に対してすることができる。

(中間前金払と部分払の選択)

第5条 部分払の請求の対象となる工事の受注者は、中間前金払・部分払選択届出書(様式第1号)を契約締結時に町長に提出し、中間前金払又は部分払のいずれかを選択するものとする。この場合において、契約締結後の選択の変更はできないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、継続費等の2年以上にわたる契約については、契約締結時に中間前金払を選択した場合であっても、各会計年度における年割額の範囲内で、当該会計年度における出来高部分に応じて当該会計年度末に部分払を行うことができるものとする。

(中間前金払の申請等)

第5条 中間前金払を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、中間前金払認定請求書(様式第2号)に工事履行報告書(様式第3号)を添えて町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の認定請求書が提出されたときは、第2条第1項各号の要件を満たしているかを調査し、その結果が妥当と認められるときは、中間前金払認定調書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(中間前金払の請求等)

第6条 前条第2項の規定による認定を受けた申請者は、速やかに中間前金払請求書(様式第5号)に保証事業会社(法に規定する保証事業会社をいう。)の

保証証書（原本）及びその写しを添えて提出しなければならない。

2 中間前払金の支払時期は、中間前金払請求書を受理した日から14日以内とする。

3 中間前払金は、申請者が第1項の保証証書に記載した前金払預託金融機関の口座に振り込むものとする。

（中間前払金の額の変更等）

第7条 町長は、中間前金払をした後、契約内容の変更により、契約金額に変更があった場合において、変更後の契約金額が当初の契約金額に10分の3を乗じて得た額以上の増額が生じたときは、変更後の中間前払金の額に相当する額から既に支払った中間前払金の額を差し引いた金額の範囲内の額を中間前払金として追加して支払うことができる。

2 中間前払金の支払を受けた者は、変更後の契約金額が当初の契約金額より減額した場合においては、既に支払を受けた前払金の額と中間前払金の額が変更後の契約金額の10分の6を超えることとなったときは、その超過した額を変更契約の締結後30日以内に返還しなければならない。

（中間前払金の用途制限）

第8条 中間前払金は、当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料として必要な経費以外の経費に充てることはできない。

（中間前払金の返還）

第9条 中間前払金の支払を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、中間前金払の全部又は一部を返還しなければならない。

- （1） 中間前払金を前条に規定する経費以外の経費に充てたとき。
- （2） 契約を解除したとき。
- （3） 申請者の責めに帰すべき理由により契約履行の進捗が著しく遅延したと認められるとき。
- （4） 保証契約を解除したとき。

(5) その他町長が特に必要と認めたとき。

(遅延利息)

第10条 町長は、第7条第2項及び前条の規定に該当する場合において、返還すべき中間前金払を町長の指定する期日までに返還しないときは、当該返還期日の翌日から返還の日までの日数に応じ、返還すべき額に契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率を乗じて得た金額を遅延利息として徴収することができる。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に、旧要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。